

新規発行再開について

3月2日より、復興庁「住まいの復興給付金」申請等に必要となる「り災証明書」の新規発行を受け付けています。申請時には、り災状況の分かる写真の添付が必要です。

申請窓口

生活安全課（国分寺庁舎）

問い合わせ先

生活安全課

☎(40)5555

3
Shimotsuke Information

新しいこども医療費受給資格者証を発送します

平成27年4月の栃木県こども医療費助成制度の改正に伴い、未就学までのお子様新しい受給資格者証（以下「資格者証」という。）をお送りします。また、平成27年度に就学を予定されているお子様にも新しい資格者証を送付します。いずれの資格者証も3月下旬の発送を予定しています。

対象者と発送する資格者証の色

・未就学のお子様：ピンク色

・平成27年度に就学を予定されているお子様：ページュ色
 ※平成26年度時点で小学生以上のお子様は、現在お持ちの資格者証（ページュ色）をご利用ください。

利用方法

○ピンク色の資格者証のお子様
 県内の医療機関等を受診する場合、お子様の健康保険証とあわせて窓口に表示してください。保険診療の自己負担金を支払わずに受診できます。（現物給付）

○ページュ色の資格者証のお子様
 県外の医療機関及び県内の一部医療機関（整骨院・接骨院での柔道整復関係等）を受診する場合は、保険診療の自己負担金をお支払いいただき、診療月の翌月から1年以内にもご医療費助成申請書で市に申請してください。（償還払い）

○ページュ色の資格者証のお子様
 県内受診、県外受診ともに償還払いの扱いとなります。

注意事項

新しい資格者証は4月1日から有効です。3月中は現在お持ちの資格者証をご利用ください。

問い合わせ先

社会福祉課
 ☎(52)1112

変更内容

○現在

対象区分	受給資格者証の色	助成方法	
		県内	県外
3歳未満	ピンク色	現物給付	償還払い
3歳～未就学児	オレンジ色		
小学生～中学生	ページュ色	償還払い	

○平成27年4月～

対象区分	受給資格者証の色	助成方法	
		県内	県外
3歳未満	ピンク色	現物給付	償還払い
3歳～未就学児			
小学生～中学生	ページュ色	償還払い	

福祉タクシー券を交付します

通院等で通常の交通機関を利用することが困難な障がい者等の外出支援のため、タクシー券を交付しています。

利用期間

平成27年4月1日

～平成28年3月31日

※1年間利用できるタクシー利用券を年1回交付します。

対象者

①1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方
 ②1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 ③療育手帳をお持ちの方

事業内容

タクシー乗車1回につき、利用券1枚（基本料金相当額）の助成

交付枚数

3枚/月（申請日が属する月から平成28年3月分まで）

※1年間分を交付しますので、紛失等にはご注意ください。再交付はできません。

申請・交付日・交付場所

○3月23日～31日
 下野市社会福祉協議会国分寺本所（ゆうゆう館内）・石橋支所（きらら館内）・南河

薪ストーブ専門店

◎薪ストーブ販売・設計施工、アクセサリ・薪販売
 薪割り体験・薪ストーブクッキング実演開催中！！

全国26店舗 安全安心な施工ネットワーク

ファイヤーライフ真岡

真岡市下高間木 2-9-2 TEL0285-85-5687

http://www.firelife.jp Open:10:00～18:00 水曜日定休

内支所（ふれあい館内）
 ○4月1日以降
 下野市社会福祉協議会国分寺本所（ゆうゆう館内）のみ
 ※社会福祉協議会の窓口統廃合の準備を進めているため。
 ※4月1日以降の申請はお問い合わせください。
受付時間
 平日の午前8時30分～午後5時
持参するもの
 印鑑・障害者手帳等・代理申請の場合は、代理人の印鑑
問い合わせ先
 下野市社会福祉協議会
 ☎(43)1236

広告